

# 令和 2 年度 水質汚濁防止法等の施行状況

令和 4 年 3 月

環境省 水・大気環境局 水環境課



## 目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	(1) 特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	(2) 特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	(1) 水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	(2) 瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	(3) 湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	36
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	37
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳	40
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	41
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	43
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等	44
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	45
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	46
参考	平成 29 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	47



## 1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、令和 2 年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

## 2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ことになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に關係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m<sup>3</sup> 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に關係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ことになっている。

### （1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表 1 に示す。令和 3 年 3 月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は 254,658（257,646）（括弧内数値は令和 2 年 3 月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は 3,148（3,169）、合計で 257,806（260,815）であり、令和 2 年 3 月末時点と比較すると、特定事業場数は 3,009 件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は 5（6）であった。

生物化学的酸素要求量 (BOD) や浮遊物質量 (SS) 等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は

30,551 (30,749) と全体の約 12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup>以上 の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,642 (3,717) で全特定事業場数の約 1 %、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup>未満 の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,503 (10,570) で全特定事業場数の約 4 %であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 3,811 (3,807) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、17,956 (18,094) であり、全体の約 7 %であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場の数は 3,873 (3,901) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場の数は 444 (436) であった。令和 3 年 3 月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、令和 3 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,734 (1,777) であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 657 (667) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はそれぞれ 66 (66)、768 (780) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,568 (2,623) であった。

なお、これら 1,734 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 18、霞ヶ浦 457、印旛沼 165、手賀沼 84、諏訪湖 59、野尻湖 0、琵琶湖 584、中海 91、宍道湖 99、児島湖 170 であった。

## (2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 191,272 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 191,272 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup>未満の規模の小さい事業場数は 172,479 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占める。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

### 3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

#### (1) 水質汚濁防止法

##### ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排出水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為の構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

令和2年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,051件、法第5条第2項に係る届出数は2件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は225件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は240件であった。また、法第7条に基づく届出数は3,700件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

##### イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができるとされている（法第 23 条第 3 項）。

令和 2 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

令和 2 年度における法第 13 条第 1 項に基づく改善命令の件数は 4 件であり、一時停止命令の発動件数は 1 件であった。法第 13 条の 2 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件で、一時停止命令の件数も 0 件であった。また、第 13 条の 3 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件で、一時停止命令の件数も 0 件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 6,683 件であり、公共用水域関係では 5,996 件、地下水関係では 687 件であった。

## ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壤、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

令和 2 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 27,967 件、夜間立入が 438 件で立入件数は計 28,405 件であった。なお、28,405 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 2,878 件であった。

## エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9 、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

令和2年度における排水基準違反の件数は3事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県及び水質汚濁防止法政令市の調査によるものが0件で、海上保安庁の調査によるものは3件であった。

なお、違反業種・施設名は、水産食料品製造業、金属製品・機械器具製造業、酸・アルカリ表面処理施設が各1件であり、違反項目は、水素イオン濃度が1件、化学的酸素要求量が2件、浮遊物質量が1件であった。

#### オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

令和2年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は205件（内訳：公共用水域関係198件、地下水関係7件）であり、法第14条の2第2項に係る届出数は30件（内訳：公共用水域関係20件、地下水関係10件）であり、法第14条の2第3項に係る届出数は255件（内訳：公共用水域関係187件、地下水関係68件）であった。

また、公共用水域において、異常渇水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第18条）、令和2年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

## **カ 生活排水対策重点地域の指定**

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない(法第 14 条の 8)。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村(生活排水対策推進市町村)は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている(法第 14 条の 9)。

令和 2 年度における生活排水対策重点地域の指定及び変更はなく、令和 3 年 3 月末現在、209 地域(41 都府県 333 市町村)で指定がされている。

## **キ 水質総量削減**

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりんの含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m<sup>3</sup>以上の特定事業場(指定地域内事業場)については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている(法第 12 条の 2)。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を探るべきことを命ずることができる(法第 8 条の 2)。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を探るべきことを命ずることができる(法第 13 条第 3 項)。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている(法第 14 条第 3 項)。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならず(法第 14 条第 2 項)、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 33 条)。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。令和 3 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 9,565 であり、令和 2 年 3 月末時点(9,700)と比較すると事業場数は約 1 % 減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,347(約 14%)、伊勢湾 2,995(約 31%)、瀬戸内海 5,223(約 55%) であった。また、法第

14 条第 3 項に係る届出数は 349 件であった。

水質総量規制に関する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 41 件であった。

## (2) 濑戸内海法

### ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に關係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m<sup>3</sup> 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができるとされている（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 232 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 367 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

### イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適當であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 13）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区的保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をできるとされている（瀬戸内海法第 12 条の 14）。

令和 2 年 1 月～令和 2 年 12 月における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 1 件であった。なお、令和 2 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

### (3) 湖沼法

#### ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を探るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

令和2年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表15に示すように274件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は188件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数（湖沼法第15条及び第16条）は1件であり、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）は0件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例はなかった。

#### イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を探るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができるとされている（湖沼法第20条第2項）。

令和2年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 105 件、口頭による指導が 83 件で、内容は処理施設の改善が 45 件、排水の一時停止が 1 件、その他が 147 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 0 件、口頭による指導も 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用 特定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物質 貯蔵指定施設 のみ)
			①一日当たり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上 の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場		
A 令和 3年 3月末 現在		257,806 (5)	30,551	3,642 (2)	223,444	10,503 (3)	3,811	3,873 (444)
		254,658 (5)	27,627	3,105 (2)	223,220	10,475 (3)	3,811	
		3,148	2,924	537	224	28		
B 令和 2年 3月末 現在		260,815 (6)	30,749	3,717 (2)	226,259	10,570 (4)	3,807	3,901 (436)
		257,646 (6)	27,803	3,172 (2)	226,036	10,543 (4)	3,807	
		3,169	2,946	545	223	27		
対 前 年 比  A / B		(99%)	(99%)	(98%)	(99%)	(99%)	(100%)	(99%)
		(99%)	(99%)	(98%)	(99%)	(99%)	(100%)	
		(99%)	(99%)	(99%)	(100%)	(104%)		

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数									瀬戸内海法上の特定事業場								
		特定事業場									有害物質貯蔵指定事業場								
		総 数	①平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		②うち 有害物質 使用特定 事業場		③平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		④うち 有害物質 使用特定 事業場		第5条 第3項 有害物質 使用特定 事業場	うち有害 物質貯蔵 指定施設 のみ	総 数	①平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		③平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		④うち有害 物質使用 特定事業場	
1	北海道		5,276	1,173	38		4,040	108		63		68	21						
2	青森県	3,763	360	20			3,403	47				7	1						
3	岩手県	4,657	548	41			4,104	98			5	37	4						
4	宮城县	4,131	438	49			3,685	102			8	32	8						
5	秋田県	2,806	531	40			2,275	71	( 1 )			13	1						
6	山形県	2,799	435	55			2,363	127			1	38	1						
7	福島県	5,802	743	152			5,059	221				49	3						
8	茨城県	7,378	789	125			6,568	172			21	141	15						
9	栃木県	7,430	996	71			6,434	169				71	4						
10	群馬県	2,929	586	60			2,327	94			16	45	2						
11	埼玉県	5,688	561	85			5,103	466			24	131	5						
12	千葉県	7,483	691	69			6,772	141			20	94	12						
13	東京都	2,457	86	12			1,322	271			1,049	149	23						
14	神奈川県	3,312	235	38			3,065	112			12	58	2						
15	新潟県	5,414	623	64			4,786	325			5	88	4						
16	富山县	2,481	350	92			2,120	105			11	47	3						
17	石川県	3,237	467	46			2,770	97				36	6						
18	福井県	1,994	301	38			1,692	73			1	38	5						
19	山梨県	4,570	305	37			4,264	161			1	46	13						
20	長野県	10,500	963	85			9,537	283				72	6						
21	岐阜県	7,501	874	89			6,627	144				84	9						
22	静岡県	7,316	970	142	( 1 )		6,329	126			17	94	13						
23	愛知県	7,601	1,086	222			6,500	271			15	166	18						
24	三重県	7,390	783	36			6,607	120				39	3						
25	滋賀県	2,862	501	89	( 1 )		2,361	195				84	3						
26	京都府	3,642	218	14			3,424	155				49	3	91	78	18	13	3	
27	大阪府	1,784	203				1,511	205			70	78	10	151	136	14	15	1	
28	兵庫県	6,876	511	93			6,365	428				75	7	279	255	61	24	6	
29	奈良県	2,808	211	8			2,597	133				13		220	212	19	8	2	
30	和歌山县	2,952	314	12			2,638	80				18	1	77	73	10	4		
31	鳥取県	1,382	200	8			1,182	46	( 1 )			8	1						
32	島根県	2,381	263	13			2,117	50			1	10	1						
33	岡山県	2,712	150				2,548	106			14	41	2	194	181	38	13	1	
34	広島県	3,720	300	5			3,420	95				31	8	231	202	22	29	4	
35	山口県	3,338	204	5			3,093	89			41	67	7	226	225	68	1		
36	徳島県	3,497	113				3,377	35				7	24	2	166	152	20	14	
37	香川県	2,345	103				2,237	54				5	24	2	189	164	12	25	1
38	愛媛県	3,278	157				3,111	52				10	35	6	193	185	34	8	
39	高知県	2,256	259	17			1,997	46				6							
40	福岡県	3,800	596	40			3,157	70			47	54	6	45	37	4	8	1	
41	佐賀県	2,303	271	31			2,032	58				34	4						
42	長崎県	5,049	257	34			4,792	63				10							
43	熊本県	2,749	453	29			2,292	67			4	33	1						
44	大分県	4,282	237	2			4,045	29				19	2	153	151	7	2		
45	宮崎県	3,357	422	16			2,930	35			5	18	2						
46	鹿児島県	4,808	725	70			4,083	231				21	3						
47	沖縄県	1,963	433	21			1,530	35				5	2						
都道府県計		198,059	21,995	2,213	( 2 )		174,591	6,261	( 2 )		1,473	2,400	255	2,215	2,051	327	164	19	
政令市計		56,599	5,632	892			48,629	4,214	( 1 )		2,338	1,473	189	933	873	210	60	9	
合 計		254,658	27,627	3,105	( 2 )		223,220	10,475	( 3 )		3,811	3,873	444	3,148	2,924	537	224	28	

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

			水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場					
			特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場					
総 数	①平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち 有害物質 使用特定期 事業場 (地下 浸透分)	③平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち 有害物質 使用特定期 事業場 (地下 浸透分)	⑤第3項 有害物質 使用特定期 事業場	総 数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 のみ	①平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定期 事業場	③平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定期 事業場					
1 札幌市	198	40	1		44	1		114	7	2						
2 函館市	210	41	1		147	4		22								
3 旭川市	191	24	4		135	2		32	3							
4 青森市	531	74	3		452	12		5	3	1						
5 八戸市	330	81	11		241	11		8	8							
6 盛岡市	510	29	5		472	45	(1)	9	4							
7 仙台市	834	60	2		743	60		31	14	1						
8 秋田市	355	72	13		277	41		6	10	2						
9 山形市	628	82	7		544	40		2	6							
10 福島市	602	99	14		499	13		4	5	1						
11 郡山市	720	111	24		609	33			4	2						
12 いわき市	574	138	31		431	28		5	24	4						
13 水戸市	656	51	4		605	27			5							
14 つくば市	534	19	4		499	112		16	24	2						
15 宇都宮市	922	72	9		841	31		9	20	4						
16 前橋市	643	111	12		528	31		4	4							
17 高崎市	468	71	15		396	38		1	14	1						
18 伊勢崎市	523	109	33		411	21		3	3							
19 太田市	350	97	20		253	41			11	1						
20 さいたま市	832	59	11		744	77		29	14	1						
21 川越市	347	31	3		313	66		3	14	3						
22 熊谷市	469	79	9		390	15			7							
23 川口市	303	18	2		259	53		26	14	7						
24 所沢市	147	17	4		129	21		1	3	1						
25 春日部市	312	20	2		292	12			2	1						
26 草加市	169	21	4		148	17			6							
27 越谷市	327	20	2		307	25			1							
28 千葉市	795	44	6		736	83		15	14							
29 市川市	374	73	8		299	17		2	12	1						
30 船橋市	356	59	5		287	16		10	8	3						
31 松戸市	283	32	5		249	25		2	7							
32 柏市	298	48	5		247	41		3	8							
33 市原市	470	84	29		380	22		6	33	2						
34 八王子市	401	16	1		375	70		10	2	1						
35 町田市	343	23	2		320	51										
36 横浜市	1,479	78	34		1,292	289		109	77	10						
37 川崎市	602	59	30		445	101		98	65	8						
38 相模原市	682	26	8		655	100		1	12							
39 横須賀市	75	17	10		54	28		4	7							
40 平塚市	290	14	5		273	68		3	14							
41 藤沢市	213	22	11		181	38		10	10	1						
42 小田原市	278	23	8		255	9			3							
43 茅ヶ崎市	90	8	3		76	17		6	9	1						
44 厚木市	264	9	3		251	45		4	6							
45 大和市	103	8	2		95	27			1							
46 新潟市	1,427	133	12		1,285	107		9	16	5						
47 長岡市	702	65	5		635	43		2	6	2						
48 上越市	932	98	16		834	24			23							
49 富山市	887	181	55		699	33		7	33	2						
50 金沢市	626	93	19		533	51			1							
51 福井市	377	98	16		275	28		4	14							
52 甲府市	295	44	11		233	33		18	3							
53 長野市	1,229	119	27		1,110	99										
54 松本市	606	44	11		560	36		2	4							
55 岐阜市	628	64	11		563	36		1	5							

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場						
		特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場						
		総 数	①平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち 有害物質 使用特定期 定事業場		③平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち 有害物質 使用特定期 定事業場	⑤第3項 有害物質 使用特定期 定事業場	うち有害物質 貯蔵指定施設 のみ	総 数	①平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定期 定事業場	③平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定期 定事業場		
56	静岡市	1,082	135	23		922	46	25	13	1						
57	浜松市	907	129	38		713	35	65	18	4						
58	沼津市	925	87	20		838	16		35	6						
59	富士市	670	142	16		516	9	12	12	1						
60	名古屋市	573	67	11		363	58	143	56	9						
61	豊橋市	661	89	19		566	28	6	8	1						
62	岡崎市	360	57	6		303	28		7							
63	一宮市	405	58	3		342	42	5	4							
64	春日井市	438	70	12		368	41		15	1						
65	豊田市	853	121	28		731	23	1	13	2						
66	四日市市	891	110	17		780	15	1	36	1						
67	大津市	360	43	11		317	33		5							
68	京都市	953	7			817	69	129	26	4	18	16	2	2		
69	大阪市	694	13			60	32	621	77	20	12	12	6			
70	堺市	289	16			247	60	26	43	7	56	55	21	1		
71	岸和田市	195	8			178	45	9	5	1						
72	豊中市	87	2			68	21	17	10	2					1	
73	吹田市	85	2			56	10	27	10	1	7	6		1	1	
74	高槻市	111	1			103	17	7	5		7	6	1			
75	枚方市	242	37	13		204	25	1	6		12	12	4			
76	茨木市	120	1			110	41	9	4							
77	八尾市	267	4			238	48	25	5	3	2	2	1			
78	寝屋川市	128	1			118	20	9	2	1	1					
79	東大阪市	166	2			86	9	78	7	2	5	5	1			
80	神戸市	878	38			794	206	46	53	8	50	48	11	2		
81	姫路市	349	38			299	22	12	22	3	57	52	10	5	1	
82	尼崎市	115	5			54	8	56	36	6	18	16	9	2	2	
83	明石市	53	7			38	4	8	8		15	15	3			
84	西宮市	152	3			148	28	1	5	2	10	8	1	2	1	
85	加古川市	216	9			204	20	3	10	1						
86	宝塚市	111				111	3		1							
87	奈良市	297	13			279	15	5	2		24	21	2	3		
88	和歌山市	722	60	4		650	30	12	13	3	72	68	7	4		
89	鳥取市	880	105	6		775	33		2							
90	松江市	465	55	3		410	20									
91	岡山市	935	52			867	42	16	21	4	78	73	14	5		
92	倉敷市	552	12			540	36		30	2	98	94	27	4		
93	広島市	960	30			893	60	37	33		35	31	7	4		
94	呉市	581	27			551	37	3	2		14	13	3	1	1	
95	福山市	675	23			646	57	6	12	1	46	39	6	7		
96	下関市	576	11			565			7		39	37	13	2		
97	徳島市	671	61			603	13	7	7		49	46	8	3	1	
98	高松市	1,032	25			996	42	11	9		40	35	5	5	1	
99	松山市	627	25			596	36	6	5		66	62	8	4	1	
100	高知市	673	95	17		575	11	3	4	1						
101	北九州市	254	8			154	18	92	59	7	49	49	23			
102	福岡市	356	26	3		215	3		115	13	5					
103	久留米市	346	39	3		294	7		13	2						
104	佐賀市	466	54	5		411	29	1	7							
105	長崎市	580	46			534	35		8	2						
106	佐世保市	492	65	4		427	12		2							
107	熊本市	1,093	85	13		1,008	44		11							
108	大分市	889	47			839	46	3	19	1	53	51	17	2	1	
109	宮崎市	682	74	6		608	27		6	1						
110	鹿児島市	601	58	2		541	77	2	19	3						
111	那覇市	68	6	1		54	8		8							
政令市計		56,599	5,632	892		48,629	4,214	(1)	2,338	1,473	189	933	873	210	60	9

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等（1）

号 番 号	釜 房 ダム 貯 水 池	八郎湖		霞ヶ浦					印旛沼			手賀沼			諏訪 湖	野尻 湖	琵琶湖				中海			宍道湖			児島湖			総 数
		宮 城 県	秋 田 市	秋 葉 城 縣	千 葉 縣	茨 城 縣	つく ば 市	千 葉 縣	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 縣	松 戸 市	柏 市	長 野 縣	長 野 縣	滋 賀 縣	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 縣	松 江 市	島 根 縣	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市			
1																														
1の2																														7
2																														21
3																														19
4																														24
5																														10
6																														1
7																														2
8																														2
9																														2
10																														21
11																														1
12																														1
13																														1
14																														
15																														
16																														7
17																														8
18																														5
18の2																														
18の3																														29
19																														1
20																														
21																														
21の2																														
21の3																														1
21の4																														3
22																														2
23																														
23の2																														
24																														1
26																														1
27																														1
28																														
29																														
30																														
31																														
32																														1
33																														8
34																														
35																														
36																														
37																														
38																														
38の2																														
39																														
40																														
41																														
42																														
43																														
44																														
45																														
46																														
47																														

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等（2）

号 番 号	釜 房 ダム 貯 水 池	八郎湖		霞ヶ浦					印旛沼			手賀沼			諏訪湖		野尻湖		琵琶湖				中海			宍道湖			総 数		
		宮 城 県	秋 田 市	秋 田 市	千 葉 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 県	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	岡 山 市	岡 山 市	倉 敷 市					
48								1																					1		
49								3						1															5		
50																															
51																															
51の2																															
51の3								1						1															1		
52																															
53																													6		
54																													9		
55																													10		
56																															
57																													1		
58																													3		
59																													5		
60																													1		
61																													5		
62																													4		
63																													24		
63の2																															
63の3																															
64																													15		
64の2																													75		
65																													14		
66																													59		
66の2																													2		
66の3	5	1						18	9	1					1	4		16	5					2	3	1	3	7	76		
66の4		1						2	2	2					1	23	2	3						1		2	4	2	6		
66の5								5	5	5					1													14			
66の6								16	5	1					2													59			
66の7								1																					2		
66の8								16	1	3					1			2							1				27		
67								1										2											1		
68								2		3					1			2											13		
68の2								3		1					2			2											3		
69																														2	
69の2																														32	
69の3																															
70																															
70の2																															
71		1						25	1									2													
71の2								5	1	2					3			10	1							1	3		28		
71の3								1							1			2											7		
71の4								1																					1		
71の5								1																					2		
71の6								1																					1		
72	1	5					1	84	31	8	5	6		4	15		141	1			4	9	8	36	11	5	13	10	397		
73		6					1	122	2	32	6	16	13		36	24	169	11			2	1		2	4	5	2	2	34		
74																					20	6	5	19	9	5	68	22	593		
みなし指定地 域特定施設1	1							12	6	4					2	1	15	4			2	1		2	4		6	4	64		
みなし指定地 域特定施設2								1							1		169	11			20	6	5	19	9	5	68	22	1,734		
湖沼特定 事業場数	7	17	1				2	434	21	120	19	26	27		57	59		543	41		41	26	24	71	28	16	105	49			
指定施設1								2							1														17		
指定施設2								48							1														49		
指 定 施 設								50		4					4		3												66		
準用指 定 施 設	17	16						516	16		20				20		118					9	1	26	1		6	2		768	
総 計	24	35	1				2	1,000	37	124	39	26	27		57	83		664	41		41	36	25	99	29	16	111	51	2,568		

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
 2. みなし指定地域特定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号及び第2号に示すものである。  
 3. 指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第6条第1号及び第2号に示すものである。  
 4. 準用指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第10条に示すものである。

表4 特定事業場の上位10業種

順 位	業種・施設名	事 業 場 数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	64,996 (25%)	4,172	60,824
2	自動式車両洗浄施設(71)	32,269 (13%)	99	32,170
3	畜産農業(1の2)	25,166 (10%)	429	24,737
4	洗濯業(67)	19,566 (8%)	476	19,090
5	し尿処理施設(72)	10,399 (4%)	8,913	1,486
6	豆腐・煮豆製造業(17)	10,336 (4%)	253	10,083
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,523 (4%)	2,048	7,475
8	水産食料品製造業(3)	8,106 (3%)	648	7,458
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,879 (2%)	1,280	4,599
10	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場(71の2)	5,032 (2%)	475	4,557
総 計		191,272 (74%)	18,793	172,479

(注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業種・施設名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		
			② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鉱業・水洗炭業	(水) (瀬) 194	181 13 70	61 9 15	8 7	120 4 124		
1 の 2	畜産農業	(水) (瀬) 25,166	25,156 10	420 9	9	24,736 1	10	
2	畜産食料品製造業	(水) (瀬) 3,032	2,954 78	542 78	58 11	2,412 2,412	23 23	
3	水産食料品製造業	(水) (瀬) 8,106	8,045 61	587 61	2	7,458 7,458		
4	保存食料品製造業	(水) (瀬) 4,838	4,782 56	486 54	5 1	4,296 2	1	
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水) (瀬) 3,229	3,203 26	153 25	7 3	3,050 1	4	
6	小麦粉製造業	(水) (瀬) 16	16			16 16		
7	砂糖製造業	(水) (瀬) 71	66 5	39 5	1	27 27		
8	パン・菓子製造業	(水) (瀬) 1,013	999 14	40 13		959 1		
9	米菓・こうじ製造業	(水) (瀬) 565	564 1	58 1		506 506	2 2	
10	飲料製造業	(水) (瀬) 4,187	4,129 58	470 56	55 11	3,659 2	25	
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水) (瀬) 573	568 5	95 5	3	473 473	15	
12	動植物油脂製造業	(水) (瀬) 323	307 16	48 16	1	259 259	12 12	
13	イースト製造業	(水) (瀬) 92	11 1	6 1		5 5		
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水) (瀬) 92	88 4	51 4		37 37		

表5 特定事業場の業種別内訳(2)

号 番 号	業種・施設名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		
			② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水) (瀬)	74 1 75	12 1 13	1		62	
16	麵類製造業	(水) (瀬)	2,707 22 2,729	96 22 118			2,611	
17	豆腐・煮豆製造業	(水) (瀬)	10,305 31 10,336	223 30 253	1		10,082 1 10,083	2
18	インスタントコーヒー製造業	(水) (瀬)	15 1 16	2 1 3			13	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水) (瀬)	560 39 599	138 39 177			422	1
18 の 3	たばこ製造業	(水) (瀬)	11 11	2 2			9	
19	紡績業・繊維製品製造業	(水) (瀬)	1,822 125 1,947	255 123 378	49 10 59		1,567 2 1,569	103
20	洗毛業	(水) (瀬)	21 21	2 2			19	3
21	化学繊維製造業	(水) (瀬)	26 14 40	19 14 33	8 8 16		7	1
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水) (瀬)	124 124	3 3			121	
21 の 3	合板製造業	(水) (瀬)	226 226	13 13			213	1
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水) (瀬)	20 1 21	1 1 2			19	
22	木材薬品処理業	(水) (瀬)	335 335	6 6	4 4		329	46
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水) (瀬)	604 81 685	288 81 369	17 7 24		316	3
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水) (瀬)	1,486 2 1,488	25 2 27	6 1 7		1,461	185
							1,461	185

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業種・施設名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		
			② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
24	化学肥料製造業	(水)	53	16	13		37	11
		(瀬)	10	10	7		37	11
			63	26	20		37	11
26	無機顔料製造業	(水)	33	16	9		17	4
		(瀬)	17	17	9		17	4
			50	33	18		17	4
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	436	154	85		282	114
		(瀬)	77	77	47		282	114
			513	231	132		282	114
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	28	8			20	1
		(瀬)	2	2			20	1
			30	10			20	1
29	コールタール製品製造業	(水)	4				4	1
		(瀬)	4	4	3		4	1
			8	4	3		4	1
30	発酵工業	(水)	43	15	6		28	3
		(瀬)	2	2			28	3
			45	17	6		28	3
31	メタン誘導品製造業	(水)	11	5	3		6	2
		(瀬)	1	1	1		6	2
			12	6	4		6	2
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	44	16	11		28	8
		(瀬)	7	7	4		28	8
			51	23	15		28	8
33	合成樹脂製造業	(水)	294	120	50		174	36
		(瀬)	38	37	16		1	
			332	157	66		175	36
34	合成ゴム製造業	(水)	16	8	7		8	2
		(瀬)	2	2	2		8	2
			18	10	9		8	2
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	10	6	6		4	
		(瀬)	4	4	1		4	
			14	10	7		4	
36	合成洗剤製造業	(水)	16	4	3		12	6
		(瀬)	2	2	1		12	6
			18	6	4		12	6
37	その他石油化学工業	(水)	62	23	14		39	11
		(瀬)	26	26	19		39	11
			88	49	33		39	11
38	石けん製造業	(水)	28				28	
		(瀬)	3	3	1		28	
			31	3	1		28	

(注) 「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表5 特定事業場の業種別内訳(4)

号 番 号	業種・施設名	総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)の事業場数		③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)の事業場数	
			(水) (瀬)							
38 の 2	界面活性剤製造業	(水) (瀬)	2				2			
			2				2			
39	硬化油製造業	(水) (瀬)	7	1	1		6			
			7	1	1		6			
40	脂肪酸製造業	(水) (瀬)	9	1			8	1		
			2	2			8	1		
41	香料製造業	(水) (瀬)	49	10	4		39	5		
			2	2	1		39	5		
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水) (瀬)	16	3	2		13	1		
			1	1			13	1		
43	写真感光材料製造業	(水) (瀬)	10	4	2		6	1		
			1	1	1		6	1		
44	天然樹脂製品製造業	(水) (瀬)	6	2			4			
			1	1			4			
45	木材化学工業	(水) (瀬)	2				2			
			2				2			
46	その他有機化学工業製品製造業	(水) (瀬)	456	153	100		303	87		
			54	52	27		2	1		
			510	205	127		305	88		
47	医薬品製造業	(水) (瀬)	370	163	83		207	77		
			28	27	12		1			
			398	190	95		208	77		
48	火薬製造業	(水) (瀬)	6	3	2		3	2		
			5	5	4		3	2		
			11	8	6		3	2		
49	農薬製造業	(水) (瀬)	28	8	5		20	12		
			4	4	4		20	12		
			32	12	9		20	12		
50	有害物質含有試薬製造業	(水) (瀬)	8	2	2		6	5		
			8	2	2		6	5		
51 の 2	石油精製業	(水) (瀬)	22	15	7		7	1		
			13	13	6		7	1		
			35	28	13		7	1		
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水) (瀬)	116	40	18		76	13		
			18	18	8		76	13		
			134	58	26		76	13		

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業種・施設名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		
			うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水) (瀬)	17 17	5 5	1 1		12 12	3 3
52	皮革製造業	(水) (瀬)	138 138	8 8	4 4		130 130	20 20
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水) (瀬)	661 5 666	102 5 107	75 3 78	(1) (1)	559 559	229 229
54	セメント製品製造業	(水) (瀬)	2,267 10 2,277	62 7 69	4 3 7		2,205 3 2,208	45 2 47
55	生コンクリート製造業	(水) (瀬)	4,703 15 4,718	335 13 348	3 3 3		4,368 2 4,370	106 106
56	有機質砂かべ材製造業	(水) (瀬)	23 23				23 23	6 6
57	人造黒鉛電極製造業	(水) (瀬)	6 1 7	5 1 6			1 1 1	1 1 1
58	窯業原料精製業	(水) (瀬)	663 5 668	61 5 66	23 3 26		602 602	42 42
59	碎石業	(水) (瀬)	739 8 747	65 6 71	1 1 1		674 2 676	5 5 5
60	砂利採取業	(水) (瀬)	1,587 9 1,596	146 7 153			1,441 2 1,443	3 3 3
61	鉄鋼業	(水) (瀬)	219 43 262	82 43 125	31 22 53		137 137	7 7
62	非鉄金属製造業	(水) (瀬)	243 18 261	70 18 88	47 14 61		173 173	81 81
63 の 2	金属製品・機械器具製造業	(水) (瀬)	2,286 58 2,344	461 55 516	316 37 353		1,825 3 1,828	452 2 454
63 の 3	自動式洗びん施設	(水) (瀬)	35 1 36	5 1 6			30 30	
	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水) (瀬)	71 20 91	47 20 67	8 10 18		24 24 24	

表5 特定事業場の業種別内訳(6)

号 番 号	業種・施設名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		
			うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
64	ガス供給業・コークス製造業	(水) (瀬)	12 5 17	2 3 5	3 3	10 2 12		
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水) (瀬)	686 56 742	260 43 303	15 1 16	426 13 439	12	
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水) (瀬)	5,723 156 5,879	1,128 152 1,280	756 101 857	4,595 4 4,599	1,875 2 1,877	
66	電気めつき施設	(水) (瀬)	1,582 29 1,611	419 28 447	392 25 417	1,163 1 1,164	972 1 973	
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水) (瀬)	134 4 138	3 4 7		131 131	5 5	
66 の 3	旅館業	(水) (瀬)	64,571 425 64,996	3,821 351 4,172	29	60,750 74 60,824	15 1 16	
66 の 4	共同調理場	(水) (瀬)	1,109 37 1,146	235 36 271		874 1 875	1	
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水) (瀬)	1,054 56 1,110	298 55 353		756 1 757	3	
66 の 6	飲食店	(水) (瀬)	2,671 247 2,918	693 200 893	6	1,978 47 2,025		
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水) (瀬)	60 2 62	11 2 13		49 49		
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水) (瀬)	47 47	2 2		45 45		
67	洗濯業	(水) (瀬)	19,514 52 19,566	425 51 476	37 2 39	19,089 1 19,090	1,124 1,124	
68	写真現像業	(水) (瀬)	4,724 6 4,730	6 4 10	2 2 4	4,718 2 4,720	841 1 842	
68 の 2	病院	(水) (瀬)	894 77 971	341 76 417	64 7 71	553 1 554	124 1 125	
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水) (瀬)	189 10 199	104 10 114	1	85 1 85	1	

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業種・施設名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数			
			②うち有害物質 使用特定事業場	(地下浸透分)	④うち有害物質 使用特定事業場	(地下浸透分)			
69 の 2	中央卸売市場	(水)	79	33			46		
		(瀬)	5	5			46		
			84	38					
69 の 3	地方卸売市場	(水)	37	13			24		
		(瀬)	1	1			24		
			38	14					
70	廃油処理施設	(水)	21	3			18		
		(瀬)	3	3			18		
			24	6					
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	828	7			821	6	
		(瀬)					821	6	
			828	7					
71	自動式車両洗浄施設	(水)	32,253	84			32,169	35	
		(瀬)	16	15			1		
			32,269	99			32,170	35	
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場	(水)	4,946	409	267	(1)	4,537	2,502	
		(瀬)	86	66	38		20	16	
			5,032	475	305	(1)	4,557	2,518	
71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	(水)	893	51	13		842	105	
		(瀬)	12	10	3		2		
			905	61	16		844	105	
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	472	73	19		399	76	
		(瀬)	8	8	3				
			480	81	22		399	76	
71 の 5	トリクロロエチレン等による洗浄施設(前各号に該当するものを除く)	(水)	905	38	37		867	834	
		(瀬)	5	5	4				
			910	43	41		867	834	
71 の 6	トリクロロエチレン等の蒸留施設(前各号に該当するものを除く)	(水)	43	6	6		37	34	
		(瀬)	1	1	1				
			44	7	7		37	34	
72	し尿処理施設	(水)	9,772	8,308	75		1,464	18	
		(瀬)	627	605	8		22		
			10,399	8,913	83		1,486	18	
73	下水道終末処理施設	(水)	2,162	2,105	153		57	2	
		(瀬)					57	2	
			2,162	2,105	153				
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	695	310	40		385	42	
		(瀬)	40	38	9		2		
			735	348	49		387	42	
-	し尿浄化槽(201人以上500人以下)(指定地域特定施設)		9,523	2,048	15		7,475	7	
			9,523	2,048	15		7,475	7	
合計		(水)	250,847	27,627	3,105	(2)	223,220	10,475	
		(瀬)	3,148	2,924	537		224	28	
			253,995	30,551	3,642	(2)	223,444	10,503	
								(3)	

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

- 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。

3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等（1）

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条 届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出			
		第1項	第2項	第3項			第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計				
				有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設												
1	北海道	101		6	2	109	93			1	229	125	354	36			
2	青森県	29			1	30	41				33	17	50	6			
3	岩手県	115		3		118	31				113	99	212	23			
4	宮城県	67				67	105				147	61	208	56			
5	秋田県	66	1		2	69	35				66	92	158	22			
6	山形県	100				100	65				139	143	282	32			
7	福島県	85			4	89	40				91	68	159	16			
8	茨城県	167		3	16	186	117				264	150	414	42			
9	栃木県	140			3	143	54				130	73	203	16			
10	群馬県	55		1	3	59	59			1	75	57	132	17			
11	埼玉県	190		1	8	199	64			4	219	293	512	62			
12	千葉県	127		1	7	135	100			3	335	186	521	46			
13	東京都	68		25	6	99	44			3	89	110	199	8			
14	神奈川県	78		1	1	80	45				86	60	146	14			
15	新潟県	79			3	82	61			1	116	71	187	35			
16	富山县	49				49	19				59	60	119	10			
17	石川県	64			3	67	46				83	38	121	25			
18	福井県	90		1	2	93	38				42	64	106	9			
19	山梨県	127		4	10	141	44				123	124	247	90			
20	長野県	157		3	1	161	56				130	80	210	35			
21	岐阜県	119		3	4	126	53				81	64	145	23			
22	静岡県	94			10	104	108				193	93	286	37			
23	愛知県	230		1	6	237	240			3	334	326	660	59			
24	三重県	132		1	4	137	76			3	138	111	249	34			
25	滋賀県	158		2	6	166	122			1	122	102	224	16			
26	京都府	117			2	119	42				97	97	194	28			
27	大阪府	74		3	5	82	66			1	86	96	182	16			
28	兵庫県	64			5	69	48			1	145	92	237	12			
29	奈良県	26				26	8			2	32	25	57	4			
30	和歌山县	106			2	108	22				56	57	113	16			
31	鳥取県	20		1		21	26				40	35	75	8			
32	島根県	60			2	62	31				53	101	154	18			
33	岡山県	41			3	44	10			1	41	36	77	15			
34	広島県	87		1	1	89	32				83	63	146	14			
35	山口県	38			8	46	13				48	32	80	5			
36	徳島県	58		1		59	20			2	48	40	88	17			
37	香川県	83		3	2	88	23				63	88	151	22			
38	愛媛県	66				66	28			3	86	146	232	51			
39	高知県	41				41	11				50	36	86	16			
40	福岡県	93	6	5	104	66				1	141	118	259	29			
41	佐賀県	75			3	78	39				54	36	90	3			
42	長崎県	82			1	83	50				60	42	102	19			
43	熊本県	113		3		116	21				49	39	88	34			
44	大分県	94				94	21				116	84	200	34			
45	宮崎県	74				74	45										
46	鹿児島県	78			3	81	51				133	49	182	13			
47	沖縄県	71				71	23				87	14	101	20			
都道府県計		4,248	1	74	144	4,467	2,452			31	5,005	3,993	8,998	1,163			
政令市計		1,803	1	151	96	2,051	1,248			39	2,664	2,007	4,671	394			
合 計		6,051	2	225	240	6,518	3,700			70	7,669	6,000	13,669	1,557			

表6 届出関係、計画変更命令等（2）

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条 届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出			
		第1項	第2項	第3項			第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計				
				有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設												
1	札幌市			5		5	3				23	9	32	1			
2	函館市	2				2	3				8	7	15	4			
3	旭川市	1				1	2				10	1	11	1			
4	青森市	3				3	3				22	3	25				
5	八戸市	10				10	9				13	4	17	6			
6	盛岡市	10	1			11	3				19	6	25				
7	仙台市	41		3		44	29				153	95	248	47			
8	秋田市	16		1		17	8			1	20	8	28				
9	山形市	12				12	10				21	19	40	1			
10	福島市	10				10	5				11	9	20	1			
11	郡山市	19				19	18				33	13	46	2			
12	いわき市	39			4	43	46				38	24	62	9			
13	水戸市	8		1		9	3				5	7	12	1			
14	つくば市	79		4	3	86	37				29	81	110	2			
15	宇都宮市	29		2	2	33	23				18	27	45	4			
16	前橋市	11				11	3				30	8	38	3			
17	高崎市	21				21	8				25	10	35	4			
18	伊勢崎市	26				26	6				17	14	31	2			
19	太田市	8				8	6				10	11	21				
20	さいたま市	13		5		18	3				22	16	38	1			
21	川越市	5				5	14				33	7	40	2			
22	熊谷市	10				10	7				21	11	32				
23	川口市	9			2	11	7			2	11	9	20	2			
24	所沢市	7				7	3				26	12	38	3			
25	春日部市	5				5	5				6	5	11				
26	草加市	2				2					4	2	6	1			
27	越谷市	7				7	2				5	4	9	3			
28	千葉市	27		3	2	32	24				35	12	47	2			
29	市川市	5				5	7				41	11	52	8			
30	船橋市	10		1		11	11				47	25	72	3			
31	松戸市	8				8	1				12	10	22	1			
32	柏市	11		3	1	15	1				22	12	34	1			
33	市原市	17				17	11			2	30	15	45	5			
34	八王子市	19		1	2	22	9				26	38	64	6			
35	町田市	10				10	2				26	11	37	3			
36	横浜市	122		6	5	133	61				153	69	222	14			
37	川崎市	46		9	5	60	42				61	46	107	5			
38	相模原市	18				18	23				22	11	33	2			
39	横須賀市	4				4	2				12	8	20	1			
40	平塚市	18			1	19	27				33	30	63				
41	藤沢市	28		1		29	8				9	25	34	1			
42	小田原市	5				5	2				10	7	17	1			
43	茅ヶ崎市	10			3	13	11				9	8	17	1			
44	厚木市	15		1		16	12				12	13	25	2			
45	大和市	3				3					7	3	10	1			
46	新潟市	29			3	32	11				30	18	48	5			
47	長岡市	8				8	3				12	3	15	2			
48	上越市	7		1		8	13				14	5	19	3			
49	富山市	35			3	38	11				26	18	44	5			
50	金沢市	18				18	3				47	21	68	5			
51	福井市	15			2	17	4				11	13	24	1			
52	甲府市	7				7	2				8	5	13	2			
53	長野市	10				10	23				51	9	60	3			
54	松本市	14				14	5				16	9	25	3			
55	岐阜市	22				22	9				27	24	51	6			

表6 届出関係、計画変更命令等（3）

水質汚濁防止法

	第5条の届出				第7条 届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出	
						第1項	第2項	第3項						
								有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設					
56 静岡市	22			1	23	15					42	16	58	10
57 浜松市	32		6	1	39	53				2	61	45	106	15
58 沼津市	6					6	15				12	13	25	4
59 富士市	16			1		17	29				19	21	40	1
60 名古屋市	29			3	2	34	35			7	53	56	109	8
61 豊橋市	17				4	21	22				29	17	46	17
62 岡崎市	30					30	11				30	26	56	6
63 一宮市	10					10	2				37	11	48	5
64 春日井市	9				1	10	5				38	12	50	3
65 豊田市	41				3	44	64				49	75	124	7
66 四日市市	37			2	39	44					31	25	56	5
67 大津市	23					23	7				12	19	31	3
68 京都都市	19		28	2	49	20				16	35	46	81	1
69 大阪市	13		14	5	32	15				6	52	41	93	6
70 堺市	4			4	12	7					21	7	28	6
71 岸和田市	2				2						8	3	11	
72 豊中市	12		6	2	20	6					6	13	19	
73 吹田市	43		7	3	53	26					9	38	47	
74 高槻市	6			1	1	8	9				7	8	15	1
75 枚方市	7					7	6				13	11	24	2
76 茨木市	13		1		14	8					11	15	26	1
77 八尾市	4		1	1	6	3					7	8	15	1
78 寝屋川市	3					3	2				4	2	6	4
79 東大阪市			2			2	2					1	1	
80 神戸市	37		1	2	40						35	28	63	2
81 姫路市	15		1	4	20	8					21	18	39	2
82 尼崎市	4		11	1	16	8					17	15	32	1
83 明石市	11			1	12	14					20	15	35	2
84 西宮市	7				7	1					16	15	31	1
85 加古川市	5				5	4				1	11	5	16	2
86 宝塚市	2				2	2					2		2	
87 奈良市	9				9	1					8	5	13	2
88 和歌山市	9		1	1	11	9					24	21	45	4
89 鳥取市	15				15	7					20	17	37	5
90 松江市	21				21	14					17	11	28	2
91 岡山市	33		4	2	39	16					53	56	109	10
92 倉敷市	15			5	20	11					18	15	33	1
93 広島市	27		2		29	25					30	21	51	7
94 吴市	9				9	8					19	3	22	4
95 福山市	20			1	21	7					15	21	36	2
96 下関市	4			2	6	1					7	1	8	
97 徳島市	10				10	2					19	16	35	6
98 高松市	17				17	5					21	15	36	13
99 松山市	5				5	10					26	9	35	
100 高知市	11				11						7	7	14	
101 北九州市	6		6	2	14	15				1	30	8	38	
102 福岡市	3		2		5	7				1	25	19	44	3
103 久留米市	6		1		7	2					3	6	9	1
104 佐賀市	19			1	20	8					20	18	38	2
105 長崎市	25				25	18					44	97	141	5
106 佐世保市	6				6	4					16	24	40	3
107 熊本市	22			1	23	10					23	12	35	2
108 大分市	20		1		21	6					34	14	48	6
109 宮崎市	27			2	29	8					13	35	48	3
110 鹿児島市	29			1	30	7					19	30	49	5
111 那覇市	12				12						3		3	
政令市計	1,803	1	151	96	2,051	1,248				39	2,664	2,007	4,671	394

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）										水質汚濁防止法				
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	立入検査事業場数			計					
1 北 海 道											635		36	1					636		36				
2 青 森 県											244								244						
3 岩 手 県											455		103	1					456		103				
4 宫 城 県											395	3							395	3					
5 秋 田 県											557	2							557	2					
6 山 形 県											470								470						
7 福 島 県											304		57						304		57				
8 茨 城 県											671		154						671		154				
9 楠 木 県		1			1						260		152						260		152				
10 群 馬 県											284		54						284		54				
11 埼 玉 県	1										1,172		307	1					1,173		307				
12 千 葉 県											655		74						655		74				
13 東 京 都											261		73						261		73				
14 神 奈 川 県											96		43						96		43				
15 新 潟 県											345		87	8		2		353		89					
16 富 山 県											93		26						93		26				
17 石 川 県											168		62						168		62				
18 福 井 県											163	1	24						163	1	24				
19 山 梨 県											354		84						354		84				
20 長 野 県											603		154						603		154				
21 岐 阜 郡 県											592		221						592		221				
22 静 岡 県											365		79	9					374		79				
23 愛 知 県											1,673		325						1,673		325				
24 三 重 県											503		81						503		81				
25 滋 賀 県											266		49						266		49				
26 京 都 府											192		60						192		60	72			
27 大 阪 府											603		142						603		142	57			
28 兵 庫 県											225		29						225		29	22			
29 奈 良 県											158								158			70			
30 和 歌 山 県											81		41						81		41	32			
31 鳥 取 県											119								119						
32 島 根 県											130		13						130		13				
33 岡 山 県											372		37						372		37	186			
34 広 島 県											477		12						477		12	119			
35 山 口 県											349		20						349		20	222			
36 德 島 県											161		20						161		20	63			
37 香 川 県											548		19						548		19	142			
38 愛 媛 県											306		11						306		11	72			
39 高 知 県											184								184						
40 福 岡 県	1										334		47						334		47	13			
41 佐 賀 県											179		42						179		42				
42 長 崎 県											1,048								1,048						
43 熊 本 県											226		37						226		37				
44 大 分 県											365		23						365		23	93			
45 宮 崎 県											399		56						399		56				
46 鹿 児 島 県	1										237								237						
47 沖 縄 県											104		1						104		1				
都道府県計	4		1								18,381	4	2,857	20					2	18,401	4	2,859	1,163		
政令市計											9,586		2,048	418					14	10,004		2,062	1,715		
合 計	4		1								27,967	4	4,905	438					16	28,405	4	4,921	2,878		

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（2）

水質汚濁防止法

	行政指導																	
	公共用水域								地下水									
	指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
1 北 海 道	21	175	196	20		44	141	205		1	1						1	1
2 青 森 県	50	52	102	24		4	81	109		1	1						1	1
3 岩 手 県	30	46	76	31		27	19	77		1	1						1	1
4 宮 城 県	42	61	103	14		15	76	105	1	1	1						1	1
5 秋 田 県	23	121	144	26	1	26	91	144	1	1	1						1	1
6 山 形 県	8	153	161	14	1	4	154	173		3	3			1			2	3
7 福 島 県	16	82	98	23		17	62	102		1	1			1			1	2
8 茨 城 県	160	181	341	58		31	256	345	2	34	36	2		2	9		23	36
9 横 木 県	63	6	69	2		20	70	92										
10 群 馬 県	22	89	111	21	3	34	71	129	5	19	24	12	2	22	21		6	63
11 埼 玉 県	78	379	457	46	1	76	362	485	4	43	47			7	19		31	57
12 千 葉 県	64	176	240	88		58	110	256	1	34	35	3		4	11		17	35
13 東 京 都	4	39	43	11			32	43		22	22			1	2		22	25
14 神 奈 川 県	1	4	5	1			4	5	3	14	17	5		7	2		15	29
15 新 潟 県	25	20	45	26		31	8	65	3	6	9			2	7		1	10
16 富 山 県		15	15	3		2	10	15										
17 石 川 県	1		1				1	1										
18 福 井 県	4	10	14	4		6	8	18		5	5			2	3			5
19 山 梨 県	21	193	214	40		38	175	253		7	7			3	3		1	7
20 長 野 県	61	60	121	43	2	15	80	140	6	10	16				11		19	30
21 岐 阜 県	1	39	40			1	39	40										
22 静 岡 県	5	47	52	5		6	43	54		40	40			40			40	
23 愛 知 県	93	1024	1117	37		3	1255	1295	5	133	138			125	61			186
24 三 重 県	27	203	230	27		23	200	250										
25 滋 賀 県	52	17	69	4		8	57	69	17	9	26			9	6	1	10	26
26 京 都 府	11		11	11				11										
27 大 阪 府	46	101	147	34		31	92	157		24	24			3	6		15	24
28 兵 庫 県	4	21	25	4		10	11	25		5	5			1	4	1		6
29 奈 良 県	21	21	42	28			14	42	1	1				1			1	
30 和 歌 山 県	3	92	95		1	9	85	95		18	18			6	9		5	20
31 鳥 取 県	14	4	18	14		2	2	18										
32 島 根 県	33	3	36			6	43	49	4		4			2	2			4
33 岡 山 県	52	12	64	47		3	19	69	1		1			1				1
34 広 島 県	50		50	22			28	50										
35 山 口 県	16	7	23	8		3	15	26										
36 徳 島 県	4	3	7	4			3	7		6	6			2			4	6
37 香 川 県	9	23	32	5			28	33										
38 愛 媛 県	3	24	27	5		14	8	27										
39 高 知 県	3	26	29	9		8	12	29										
40 福 岡 県	17	17	34	5		17	12	34										
41 佐 賀 県	10	18	28	18		1	9	28										
42 長 崎 県	25	2	27	17		6	4	27										
43 熊 本 県	3	4	7	5			2	7										
44 大 分 県	7	9	16	11			5	16										
45 宮 崎 県	13	15	28	26			2	28										
46 鹿 尾 島 県	31	1	32	31		1		32										
47 沖 縄 県	7	59	66	16		3	47	66										
都道府県計	1,254	3,654	4,908	888	9	603	3,846	5,346	52	437	489	22	2	199	220	2	175	620
政令市計	555	533	1,088	552	8	116	451	1,127	39	159	198	3		42	115		72	232
合 計	1,809	4,187	5,996	1,440	17	719	4,297	6,473	91	596	687	25	2	241	335	2	247	852

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）	水質汚濁防止法 うち瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に係るもの										
											立入検査事業場数											
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公用域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染未然 防止に係る もの	計					
1	札幌市										50								50			
2	函館市										10		2						10			2
3	旭川市										45								45			
4	青森市										60		3						60			3
5	八戸市										73		27						100			
6	盛岡市										34		9						34			9
7	仙台市										80		16						80			16
8	秋田市										70		8						78			
9	山形市										58		29						58			29
10	福島市										74		4						74			4
11	郡山市										80		35						80			35
12	いわき市										145		3						145			3
13	水戸市										9		4						9			4
14	つくば市										9		3						9			3
15	宇都宮市										96		32						96			32
16	前橋市										98								98			
17	高崎市										136		64						136			64
18	伊勢崎市										71		42						71			42
19	太田市										50		1						50			1
20	さいたま市										118								118			
21	川越市										183		56						183			56
22	熊谷市										94								94			
23	川口市										124		5						124			5
24	所沢市										52		6						52			6
25	春日部市										26		1						26			1
26	草加市										14		3						14			3
27	越谷市										125		24						125			24
28	千葉市										91		1						91			1
29	市川市										102		6						102			6
30	船橋市										154		5						154			5
31	松戸市										24		13						24			13
32	柏市										30								30			
33	市原市										127		6						127			6
34	八王子市										28		1						28			1
35	町田市										35		14						35			14
36	横浜市										425		70						425			70
37	川崎市										115		12	2					117			12
38	相模原市										73								73			
39	横須賀市										22		17						22			17
40	平塚市										21		8						21			8
41	藤沢市										52		1						52			1
42	小田原市										32		2						32			2
43	茅ヶ崎市										11								11			
44	厚木市										8								8			
45	大和市										20								20			
46	新潟市										214		9	1					215			9
47	長岡市										56		1	1					57			1
48	上越市										110								110			
49	富山市										212		4						212			4
50	金沢市										118		59	4			1		122			60
51	福井市										92		3						92			3
52	甲府市										7								7			
53	長野市										62		3						62			3
54	松本市										78		24						78			24
55	岐阜市										66		46						66			46

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

	行政指導																	
	公共用水域								地下水									
	指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
1 札幌市	3		3	3				3		18	18			9	9			18
2 函館市		2	2	2				2										
3 旭川市	2		2	2				2										
4 青森市	5	18	23	5		17	1	23										
5 八戸市	8	7	15			4	12	16										
6 盛岡市	5	3	8			1	7	8		1	1				1			1
7 仙台市	4	4	8	8				8										
8 秋田市	1	1	2	1				2										
9 山形市	1	8	9	2				9							1			1
10 福島市	4	6	10	5				10										
11 郡山市		3	3	3				3										
12 いわき市	7	11	18	7		7	4	18										
13 水戸市	3		3	3				3										
14 つくば市	4		4	2				4										
15 宇都宮市	3		3	3				3										
16 前橋市	6		6	4				6										
17 高崎市	7		7	7				7										
18 伊勢崎市	17	33	50	30	2	6	17	55										
19 太田市		12	12	12				12										
20 さいたま市	10		10	10				10										
21 川越市	17		17	17				17										
22 熊谷市	6	6	12	6				6										2
23 川口市	19	2	21	20	1			21							2		4	5
24 所沢市	5	18	23					23							1			
25 春日部市	3	1	4	3				4										
26 草加市	3	1	4	4				4										
27 越谷市	23		23	23				23										
28 千葉市	6	1	7	6				7										
29 市川市	8	10	18	8		10		18										
30 船橋市	11		11					11										
31 松戸市		3	3	3				3										
32 柏市	2		2	2				2										
33 市原市	11		11	11				11										
34 八王子市		2	2	2				2										
35 町田市	2		2	2				2										
36 横浜市	2	1	3	2				3							29		9	29
37 川崎市	4	13	17	10				7										9
38 相模原市		20	20	17	5			22							4		4	4
39 横須賀市	1	4	5	1				5										
40 平塚市	6		6					6										
41 藤沢市	2		2					2							1			1
42 小田原市		2	2					2										1
43 茅ヶ崎市																		
44 厚木市																		
45 大和市		3	3	3				3										
46 新潟市	10		10					10										
47 長岡市	3		3	3				3										
48 上越市	2	1	3	3				3										
49 富山市	13	4	17	17				17										
50 金沢市	5		5	5				5										
51 福井市	2	7	9	9				9										
52 甲府市		1	1					1										
53 長野市	1	4	5	1				4										
54 松本市	1	2	3	1				2								1		1
55 岐阜市	2	11	13					11										

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

	水質汚濁防止法																					
	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）											
	第13条 第1項	第13条 第2項	第13条 第3項	第13条 第1項	第13条 第2項	第13条 第3項	第1項	第2項	公共用 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染未然 防止に係る もの	計	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るも の		
56 静岡市											57		5					57		5		
57 浜松市											115		57					115		57		
58 沼津市											29							29				
59 富士市											71							125				
60 名古屋市											379		217	8				387		217		
61 豊橋市											96		7					96		7		
62 岡崎市											56							56				
63 一宮市											177		26					177		26		
64 春日井市											54							56				
65 豊田市											99		30					99		30		
66 四日市市											73							73				
67 大津市											62		13					62		13		
68 京都府											71		42					71		42	8	
69 大阪市											649		612	13				662		625	38	
70 堺市											126		35					126		35	56	
71 岸和田市											31							31				
72 豊中市											21		6					21		6		
73 吹田市											40		23					40		23	8	
74 高槻市											77		20					77		20	26	
75 枚方市											34							34			12	
76 茨木市											25		16					25		16		
77 八尾市											67		2					67		2	5	
78 寝屋川市											42		25					42		25	1	
79 東大阪市											10							10			4	
80 神戸市											130		36					130		36	74	
81 姫路市											166		14	4				170		14	78	
82 尼崎市											193							193			139	
83 明石市											101		14					101		14	56	
84 西宮市											52							52			6	
85 加古川市											72		1					72		1	47	
86 宝塚市											10							10				
87 奈良市											4		1		229			4		1	308	
88 和歌山市											159							388				
89 鳥取市											33							33				
90 松江市											3							3				
91 岡山市											253		15					253		15	125	
92 倉敷市											239		6	25				264		6	211	
93 広島市											114		25					114		25	51	
94 吴市											51		5					51		5	25	
95 福山市											53		6	5				58		6	39	
96 下関市											32		2	3				35		2	20	
97 徳島市											85		29					85		29	50	
98 高松市											139		23					139		23	41	
99 松山市											93		6					99			48	
100 高知市											16							16				
101 北九州市											151		41	9				160		41	127	
102 福岡市											46		13					46		13		
103 久留米市											32		6					32		6		
104 佐賀市											43		7					43		7		
105 長崎市											40							40				
106 佐世保市											70							70				
107 熊本市											31							31				
108 大分市											171			17				188			112	
109 宮崎市											36		6					36		6		
110 鹿児島市											138		15					138		15		
111 那覇市																						
政令市計	0										9,586		2,048	418				14	10,004		2,062	1,715

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

	行政指導																		
	公共用水域								地下水										
	指導件数			指導内容					指導件数			指導内容							
	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計	
56 静岡市	31	17	48	20		24	16	60		18	18								
57 浜松市	4	44	48	4		15	32	51						13	15			28	
58 沼津市																			
59 富士市	2		2	1			6	7											
60 名古屋市	4	8	12	2			10	12	2	30	32			10	11		21	42	
61 豊橋市	13	48	61	61				61											
62 岡崎市	1		1	1				1											
63 一宮市	6	49	55	6			49	55											
64 春日井市	6	6	12	6		1	5	12	1	6	7				6		1	7	
65 豊田市	3	18	21	3			18	21											
66 四日市市		3	3						3	3		1	1				1	1	
67 大津市	8		8						8	8							1	1	
68 京都都市	1		1						1	1	1						1	1	
69 大阪市	1		1	1					1										
70 堺市	7	12	19	7			13	20											
71 岸和田市	3		3	3					3										
72 豊中市																	4	5	
73 吹田市	1	5	6				6	6	1	4	5				1		2	2	
74 高槻市	2	22	24	6			20	26	2	2									
75 枚方市																			
76 茨木市										12	12				1	6		5	12
77 八尾市	28		28	28					28										
78 寝屋川市	34		34				34	34	8		8				2	2		6	10
79 東大阪市																			
80 神戸市	9		9	8					1	9									
81 姫路市	2		2						2	2									
82 尼崎市	1		1						2	2									
83 明石市																			
84 西宮市	2		2						2	2									
85 加古川市		7	7	1					6	7									
86 宝塚市																			
87 奈良市																			
88 和歌山市	2		2	2					2										
89 鳴門市		5	5	1		8			9										
90 松江市	1		1	1					1										
91 岡山市	30	15	45	18				27	45	19	1	20	3		3	7		17	30
92 倉敷市	20		20	20					20										
93 広島市	2		2	2					2										
94 吴市	1		1	1					1										
95 福山市	4	4	8	7				2	9										
96 下関市	2	2	4	2				2	4										
97 德島市		4	4	4					4										
98 高松市	15		15	15						15									
99 松山市	5	4	9					9	9										
100 高知市		3	3				3		3										
101 北九州市	3	4	7					7	7										
102 福岡市	2	2	4	2				2	4										
103 久留米市	3	3	6	3				2	1	6							4	3	7
104 佐賀市	5	6	11	1				2	10	13		5	5						
105 長崎市		1	1					1	1										
106 佐世保市	8		8					8	8										
107 熊本市	3	1	4	4					4										
108 大分市	2	1	3	3					3										
109 宮崎市	1	14	15	5				10	15										
110 鹿児島市	17		17	17					17			14	14				14		
111 那覇市																			
政令市計	555	533	1,088	552	8	116	451	1,127	39	159	198	3		42	115		72	232	

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（7）

水質汚濁防止法

	水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導															
	排出水								特定地下浸透水							
	指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
1 北海道	2	42	44	40	1	3		44								
2 青森県	2	2	4	4				4								
3 岩手県		27	27	26		1		27								
4 宮城县	12	3	15	14	2	3		19								
5 秋田県		26	26	26				26								
6 山形県		4	4	4				4								
7 福島県		10	10	10				10								
8 茨城県	5	26	31	23	5	3		31								
9 栃木県	19	1	20	15	5			20								
10 群馬県	4	28	32	32	1	1		34								
11 埼玉県	23	53	76	69		7		76								
12 千葉県		58	58	31	7	20		58								
13 東京都																
14 神奈川県																
15 新潟県	8	23	31	28	1	2		31								
16 富山県		2	2	2				2								
17 石川県		2	2	2	2	2		6								
18 福井県		38	38	38				38								
19 山梨県	9	6	15	15				15								
20 長野県																
21 岐阜県		1	1	1				1								
22 静岡県		6	6	6				6								
23 愛知県		3	3	3				3								
24 三重県		23	23	10	7	6		23								
25 滋賀県	5	3	8	8				8								
26 京都府																
27 大阪府	11	20	31	28	1	2		31								
28 兵庫県		2	2	2				2								
29 奈良県								9								
30 和歌山县		9	9	9												
31 鳥取県		1	1	1				1								
32 島根県	6		6	6				6								
33 岡山県	3		3	3				3								
34 広島県																
35 山口県	3		3	3				3								
36 徳島県																
37 香川県																
38 愛媛県	1	13	14	14				14								
39 高知県		8	8	8				8								
40 福岡県		17	17	17				17								
41 佐賀県		1	1	1				1								
42 長崎県		6	6	6				6								
43 熊本県																
44 大分県																
45 宮崎県																
46 鹿児島県		1	1	1				1								
47 沖縄県		3	3	3				3								
都道府県計	113	468	581	509	32	50		591								
政令市計	17	99	116	98	6	14		118								
合 計	130	567	697	607	38	64		709								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（8）

水質汚濁防止法

	水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導															
	排出水								特定地下浸透水							
	指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
1 札幌市																
2 函館市																
3 旭川市																
4 青森市																
5 八戸市	2	2	17	17	17			17								
6 盛岡市			1	1	1			1								
7 仙台市																
8 秋田市																
9 山形市																
10 福島市			2	2	2			2								
11 郡山市																
12 いわき市		7	7	7				7								
13 水戸市																
14 つくば市	2		2	2				2								
15 宇都宮市																
16 前橋市																
17 高崎市																
18 伊勢崎市		6	6	6				6								
19 太田市																
20 さいたま市																
21 川越市																
22 熊谷市																
23 川口市																
24 所沢市	1	1	2		1	2		2		2						
25 春日部市		1	1	1				1								
26 草加市																
27 越谷市																
28 千葉市																
29 市川市		10	10					10		10						
30 船橋市																
31 松戸市																
32 柏市																
33 市原市																
34 八王子市																
35 町田市																
36 横浜市																
37 川崎市																
38 相模原市																
39 横須賀市		4	4	4				4								
40 平塚市																
41 藤沢市																
42 小田原市																
43 茅ヶ崎市																
44 厚木市																
45 大和市																
46 新潟市																
47 長岡市																
48 上越市																
49 富山市																
50 金沢市																
51 福井市																
52 甲府市																
53 長野市																
54 松本市		2	2	2		2		2		2		2				
55 岐阜市		2														

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（9）

水質汚濁防止法

	水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導															
	排出水							特定地下浸透水								
	指導件数			指導内容				指導件数			指導内容					
	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
56	静岡市		10	14	24	22	4			26						
57	浜松市			15	15					15						
58	沼津市															
59	富士市															
60	名古屋市															
61	豊橋市															
62	岡崎市															
63	一宮市															
64	春日井市		1	1	1					1						
65	豊田市															
66	四日市市															
67	大津市															
68	京都都市															
69	大阪市															
70	堺市															
71	岸和田市															
72	豊中市															
73	吹田市															
74	高槻市															
75	枚方市															
76	茨木市															
77	八尾市															
78	寝屋川市															
79	東大阪市															
80	神戸市															
81	姫路市															
82	尼崎市															
83	明石市															
84	西宮市															
85	加古川市															
86	宝塚市															
87	奈良市															
88	和歌山市															
89	鳥取市															
90	松江市															
91	岡山市															
92	倉敷市															
93	広島市															
94	呉市															
95	福山市															
96	下関市															
97	徳島市															
98	高松市															
99	松山市															
100	高知市															
101	北九州市															
102	福岡市															
103	久留米市			2	2	2					2					
104	佐賀市			2	2	2					2					
105	長崎市			1	1	1					1					
106	佐世保市															
107	熊本市															
108	大分市															
109	宮崎市															
110	鹿児島市															
111	那覇市															
政令市計		17	99	116	98	6	14		118							

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
畜産食料品製造業（2）	1	水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）
ガラス・ガラス製品製造業（53）	1	ふつ素及びその化合物
し尿処理施設（72）	1	大腸菌群数
指定地域特定施設	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）

○一時停止命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
畜産食料品製造業（2）	1	水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

## 水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等 違反 (第30条)	その他水質 汚濁防止法 違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項		第4項			
				公共用 水 域	地 下 水	公共用 水 域	地 下 水	公共用 水 域	地 下 水	応急措置 命 令			
1	北海道			6				14	10				
2	青森県			3				3					
3	岩手県			1	1			4		1			
4	宮城县												
5	秋田県			1									
6	山形県			4				9					
7	福島県			2		1		3					
8	茨城県			1				2					
9	栃木県							1					
10	群馬県			6									
11	埼玉県			6				2					
12	千葉県			4				1		1			
13	東京都							1		1			
14	神奈川県			3									
15	新潟県			8	1			9	1				
16	富山县							1	6				
17	石川県				1								
18	福井県							1		1			
19	山梨県				1			2		1			
20	長野県				4				4				
21	岐阜県			3				6					
22	静岡県							2					
23	愛知県			9		2		8					
24	三重県			2									
25	滋賀県			7		2		1					
26	京都府			1				8					
27	大阪府			4		1		4					
28	兵庫県				1			2					
29	奈良県			4				1					
30	和歌山县												
31	鳥取県			4					1				
32	島根県												
33	岡山県			7				3					
34	広島県							3					
35	山口県			5		2		2					
36	徳島県							2					
37	香川県			3				1					
38	愛媛県			1		1		2					
39	高知県												
40	福岡県			3				12					
41	佐賀県			1				6					
42	長崎県	1											
43	熊本県			1		1		4		1			
44	大分県			1									
45	宮崎県												
46	鹿児島県			1	1	1		3					
47	沖縄県												
都道府県計		1		108	4	11	1	132	17				
政令市計		2		90	3	9	9	55	51				
合 計		3		198	7	20	10	187	68				

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

## 水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項		第4項			
				公共用 水域	地下 水	公共用 水域	地下 水	公共用 水域	地下 水	応急措置 命令			
1	札幌市									47			
2	函館市												
3	旭川市												
4	青森市												
5	八戸市												
6	盛岡市												
7	仙台市				3								
8	秋田市				1								
9	山形市												
10	福島市									1	1		
11	郡山市												
12	いわき市												
13	水戸市												
14	つくば市												
15	宇都宮市												
16	前橋市												
17	高崎市				2		1			1			
18	伊勢崎市				3					1			
19	太田市												
20	さいたま市				3	1							
21	川越市												
22	熊谷市												
23	川口市				1								
24	所沢市												
25	春日部市												
26	草加市												
27	越谷市												
28	千葉市				4								
29	市川市												
30	船橋市												
31	松戸市												
32	柏市												
33	市原市												
34	八王子市												
35	町田市				1								
36	横浜市												
37	川崎市				1								
38	相模原市				12								
39	横須賀市												
40	平塚市												
41	藤沢市												
42	小田原市												
43	茅ヶ崎市												
44	厚木市												
45	大和市												
46	新潟市				2					1			
47	長岡市									1			
48	上越市				3					1			
49	富山市									1			
50	金沢市												
51	福井市									2			
52	甲府市									2			
53	長野市												
54	松本市										4		
55	岐阜市												

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

## 水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項		第4項			
				公共用 水 域	地 下 水	公共用 水 域	地 下 水	公共用 水 域	地 下 水	応急措置 命 令			
56	静岡市			3				10					
57	浜松市			1				1					
58	沼津市			9				1					
59	富士市												
60	名古屋市	1											
61	豊橋市			1				2					
62	岡崎市					1		1					
63	一宮市												
64	春日井市			3		1		1					
65	豊田市												
66	四日市市							1					
67	大津市					1			1				
68	京都都市												
69	大阪市												
70	堺市												
71	岸和田市												
72	豊中市			2									
73	吹田市					1			2				
74	高槻市												
75	枚方市												
76	茨木市												
77	八尾市			1									
78	寝屋川市												
79	東大阪市												
80	神戸市												
81	姫路市			2									
82	尼崎市			7									
83	明石市												
84	西宮市												
85	加古川市												
86	宝塚市												
87	奈良市												
88	和歌山市												
89	鳥取市												
90	松江市			3									
91	岡山市				2								
92	倉敷市				1	1	2	3	4	1			
93	広島市				1				1				
94	呉市												
95	福山市				1								
96	下関市				2				1	1			
97	徳島市				1								
98	高松市				1				1				
99	松山市				1								
100	高知市				1								
101	北九州市	1			3				1				
102	福岡市				1								
103	久留米市				2				3				
104	佐賀市				2								
105	長崎市				2								
106	佐世保市								1				
107	熊本市								1				
108	大分市					2				5			
109	宮崎市					1							
110	鹿児島市												
111	那覇市												
政令市計		2			90	3	9	9	55	51			

表10 排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
水産食料品製造業 (3)	1
金属製品・機械器具製造業 (63)	1
酸・アルカリ表面処理施設 (65)	1

物質・項目別内訳

違反物質・項目	件数
水素イオン濃度	1
化学的酸素要求量	2
浮遊物質量	1

(注)

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反物質・項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東京	埼玉県	460							15			4,283
	千葉県	158							13			1,888
	東京都	70							7			1,141
	神奈川県	2							2			144
湾	都府県計	690							37			7,456
	政令市計	657					2 (2)		58			6,151
	合 計	1,347					2 (2)		95			13,607
伊勢湾	岐阜県	721							5			5,977
	愛知県	1,067				39 (22)			30			6,540
	三重県	571							3			3,714
	都府県計	2,359				39 (22)			38			16,231
	政令市計	636							23			4,159
	合 計	2,995				39 (22)			61			20,390
瀬戸内海	京都府	131							7			1,404
	大阪府	260							12			1,505
	兵庫県	545							17			3,858
	奈良県	363							2			2,017
	和歌山県	148							1			1,120
	岡山県	331							12			2,563
	広島県	357							5			2,663
	山口県	374							17			2,543
	徳島県	252							16			3,042
	香川県	267							7			2,262
	愛媛県	327							17			2,895
	福岡県	84							1			432
	大分県	296							5			3,223
	都府県計	3,735							119			29,527
	政令市計	1,488							74			12,033
	合 計	5,223							193			41,560
都府県合計		6,784				39 (22)			194			53,214
政令市合計		2,781					2 (2)		155			22,343
合 計		9,565				39 (22)	2 (2)		349			75,557

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 閲連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東京湾	さいたま市	59						14			744
	川越市	31									313
	熊谷市	56									274
	川口市	18									259
	所沢市	17									129
	春日部市	20						1			292
	草加市	5						1			112
	越谷市	20						12			307
	千葉市	30									615
	市川市	73									302
伊勢湾	船橋市	46						2			249
	松戸市	32						1			239
	柏市	6									17
	市原市	84						8			382
	八王子市	17				2 (2)		1			375
	町田市	9									177
	横浜市	66						7			905
	川崎市	58						10			446
	横須賀市	10						1			14
	政令市計	657				2 (2)		58			6,151
瀬戸内海	岐阜市	64									564
	名古屋市	67									506
	豊橋市	89									565
	岡崎市	57									303
	一宮市	58									342
	春日井市	70						2			368
	豊田市	121						2			731
	四日市市	110						10			780
	政令市計	636						23			4,159
	京都市	23									812
瀬戸内海	大阪市	25						2			16
	堺市	71						6			253
	岸和田市	13									178
	豊中市	2									68
	吹田市	7									57
	高槻市	7									111
	枚方市	21									101
	茨木市	3									110
	八尾市	6									238
	寝屋川市	2									119
北九州大分	東大阪市	6									86
	神戸市	86									796
	姫路市	90									319
	尼崎市	21									
	明石市	19									39
	西宮市	10									152
	加古川市	26									204
	宝塚市	7									104
	奈良市	33									273
	和歌山市	127									653
北九州大分	岡山市	145									926
	倉敷市	112									566
	広島市	61									897
	吳市	40									552
	福山市	62									660
	下関市	54									544
	徳島市	107									606
	高松市	60									1,001
	松山市	87									600
	北九州市	57									148
政令市合計	大分市	98									844
	政令市計	1,488									12,033
政令市合計		2,781					2 (2)		155		22,343

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 濱戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条 第2項 届出	第8条 第4項 届出	第9条 届出			第10条 第3項 届出	第12条 の8 届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条 関係	第8条 関係	計			氏名等 変更	使用 廃止	計		
京都府	4	4			5	5								13	6	19		
大阪府	16	13			3	27	26		1					24	13	37	1	
兵庫県	17	12			5	28	24		4					48	28	76	3	
奈良県	2	2			2	2								5	1	6	1	
和歌山県	5	5			5	5								10	5	15		
岡山県	10	9			1	11	10		1					1	18	12	30	6
広島県	3	3				19	19							2	27	10	37	
山口県	24	21			3	48	46		2						47	15	62	1
徳島県	20	18			2	24	23		1						26	18	44	2
香川県	9	9				21	21							6	17	12	29	4
愛媛県	17	17			31	31									29	21	50	6
福岡県	3	3				5	5								2	3	5	1
大分県	16	15			1	9	9								16	2	18	
都道府県計	146	131			15	235	226		9					22	282	146	428	25
京都市															3		3	
大阪市	4	4				2	2								5	3	8	
堺市	7	7				9	9								7	4	11	1
豊中市																		
高槻市	3	2			1	4	3		1						4	2	6	
枚方市	5	4			1	5	5								3	2	5	
八尾市															1		1	
寝屋川市																		
東大阪市																		
神戸市	6	5			1	9	9								8	4	12	2
姫路市	5	3			2	5	4		1						1	4	9	13
尼崎市	3	3				2	2								1	1	3	4
明石市	2	2				1	1											
西宮市																		
奈良市	1	1													2		2	
和歌山市	3	3				6	6											
岡山市	3	2			1	10	10								3	11	5	16
倉敷市	9	9				17	17								1	13	20	33
広島市	3	3				4	4									3	1	4
吳市						1	1									2	2	1
福山市	3	3				8	8									1	2	3
下関市	6	6			12	12										8	4	12
徳島市	4	4				5	5								1	4	3	7
高松市	1	1				4	4									8	3	11
松山市	2	2				6	6								1	9		9
北九州市	5	5			13	13										21	7	28
大分市	11	11				9	9								3	14	12	26
政令市計	86	80			6	132	130		2						1	10	131	85
合計	232	211			21	367	356		11						1	32	413	231
																	644	37

表14 濑戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

			施設区分 (*1)	釜戸ダム貯水池	八郎湖		霞ヶ浦				印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				中海			宍道湖			総数		
宮	秋	秋			木	栃	茨	千	千	船	千	松	柏	長	滋	大	京	京	鳥	島	松	島	松	岡	岡	倉					
城	田	田	市		木	城	葉	葉	橋	葉	戸	市	野	野	賀	津	都	都	取	根	江	根	江	山	山	敷					
湖沼特設(みなし指定地域特定施設を含む。) 水質汚濁防止法	第5条届出	(1)			4			20		45	5	2	5			2		130	9			1		1	22		5	23	274		
		(2)															1											1			
		(3)																										3			
	第7条届出	(1)			2			18		17	11	2	3				5		105	4			2		1	8		10	188		
		(2)						2			2							3										7			
		(3)																										1			
	第8条 計画変更命令等 (第5条関係)	(1)																													
		(2)																													
		(3)																													
	第8条 計画変更命令等 (第7条関係)	(1)																													
		(2)																													
		(3)																													
	第6条届出	(1)																													
		(2)																													
		(3)																													
湖沼法	第10条 届出	氏名等 変更	(1)	1	3			54		15	19		7	2		4	5		72	1			4		1	6		4	31	229	
			(2)					9			9		1			3	1		5				3					2	3	36	
			(3)																										4		
	使用 廃止	(1)		5			33		50	11	1	2	2		2	1		80	11			2		1	30		2	28	261		
		(2)					3						1			1		1				4	1		1		7		19		
		(3)		2																								6			
	第11条届出	(1)	1				5		2	1	1	1	1						11	1								2			
		(2)					1												2									6			
		(3)																										3			
	第8条 (計画変更命令等)																														
指 定 施 (第20条 につい ては、 準用指 定施設 を含む。) 湖沼法	第15条届出																												1		
																													1		
	第16条届出																														
	第17条第1項届出																														
	第18条届出																														
	第20条 (改善命 令等)	第1項																													
		第2項																													
立入検査数		昼間立入件数		1	31			145		4	84	11	20					31						16				4	56	403	
		夜間立入件数																													
行政指導	湖沼特定事 業場・指定 施設にかかる 指導(*2)	件数	文書		3			48		1	8	1	2				5	11		10				3	2	8		3	105		
			口頭		4			42			28						5		3				1					83			
			処理施設の改善		3			15		1	5	1					5	8		1			3				3	45			
			排水の一時停止		1																							1			
			その他		3			76			31		2				8		12					2	13				147		
	湖沼法第24 条による指 導	文書																													
		口頭																													

(注) \*1 : 施設区分 ((1) : 湖沼特定施設 ((2), (3) を除く)、(2) : みなし指定地域特定施設、(3) : 準用指定施設)

\*2 : 1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成29年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	262, 635	262, 233	261, 251	258, 250
ア 全特定事業場数	262, 187	261, 765	260, 815	257, 806
① 50m <sup>3</sup> /日以上	31, 441	31, 195	30, 749	30, 551
うち有害物質使用特定事業場	3, 694(1)	3, 701(2)	3, 717(2)	3, 642(2)
② 50m <sup>3</sup> /日未満	226, 888	226, 631	226, 259	223, 444
うち有害物質使用特定事業場	10, 764(1)	10, 636(1)	10, 570(4)	10, 503(3)
③第5条第3項	3, 908	3, 939	3, 807	3, 811
イ 有害物質貯蔵指定事業場数	3, 766	3, 837	3, 901	3, 873
うち有害物質貯蔵指定施設のみ	448	468	436	444
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業(64, 123) 2. 自動式車両洗浄施設 (31, 637) 3. 畜産農業(26, 447)	1. 旅館業(65, 288) 2. 自動式車両洗浄施設 (31, 913) 3. 畜産農業(26, 106)	1. 旅館業(65, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 176) 3. 畜産農業(25, 712)	1. 旅館業(64, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 269) 3. 畜産農業(25, 166)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	11件	16件	18	4件
②一時停止命令	2件	1件	0	1件
4 地下水の浄化措置命令 (法第14条の3)	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	36, 194 (昼間立入) (夜間立入)	36, 323件 (35, 933件) (390件)	34, 696件 (34, 177件) (519件)	28, 405件 (27, 967件) (438件)
6 行政指導	8, 752	8, 656件	8, 456件	6, 683件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	1事業場	8事業場	1事業場	3事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 (水質総量規制関連を含む)	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。